

松山市長 野 志 克 仁

松山市結婚新生活支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策を推進するため、愛媛県と本市が連携して予算の範囲内で実施する松山市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦が属する世帯をいう。
- (2) 住宅取得費用 市内において新婚世帯の居住の用に供する住宅の取得（売買契約、建築請負契約等による当該住宅の所有権の取得をいう。）をするために要する費用（当該住宅に係る土地の取得に要した費用を除く。）をいう。
- (3) 住宅リフォーム費用 市内において新婚世帯の居住の用に供する住宅について、修繕、増築、改築、設備更新等（以下これらを「住宅改修等」という。）を業として営む者に住宅改修等を行わせるために要する費用（倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。）をいう。
- (4) 住宅賃借費用 市内において新婚世帯の居住の用に供する住宅の賃貸借契約に要する費用（原則として、新婚世帯に属する夫婦が同居する期間に発生した賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の費用に限る。）をいう。この場合において、当該新婚

世帯に属する夫婦の両方又は一方が、住宅手当等の家賃補助として一定の金額を定期的に受けているときは当該金額に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けているときは当該支援額に相当する額をそれぞれ控除するものとする。

(5) 引越費用 新婚世帯又は新婚世帯になろうとする者が、市外又は市内の住宅から市内の住宅に引越しをするために、引越業者又は運送業者への支払いに要する費用をいう。

(6) 貸与型奨学金 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体等が学資として貸与する資金その他これに準じるものであって、市長が認めるものをいう。

(7) 非課税世帯 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）均等割が課されていない世帯又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 新婚世帯に属する夫婦（以下この項及び次項において「夫婦」という。）の一方であること。

(2) 第6条第1項の規定による申請をする日において、夫婦の両方又は一方が、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その者が属する新婚世帯が、次のいずれかに該当すること。

ア 婚姻届を受理された日（以下「婚姻日」という。）において、夫婦の両方が30歳未満であり、かつ、令和4年中における当該夫婦の所得の合計額（当該夫婦の両方又は一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、令和4年中における当該返還の額を控除した額）が500万円未満であること。

イ 婚姻日において夫婦の両方又は一方が30歳以上であり、かつ、当該夫婦の両方が40歳未満であるとともに、当該世帯が非課税世帯であること。

(4) 第8条第1項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた日から起算して1年以上継続して申請に係る住宅（引越費用の補助金のみの交付を受けた場合は、本市）に定住する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の両方又は一方が、次のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

(2) 市税を滞納している者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者

(4) 次条に規定する補助対象経費について、他の補助金等の交付の決定を受けた者

(5) 第1条と趣旨を同じくすると市長が認める補助金等（地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る補助金を含む。）の交付の決定を受けた者  
（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、婚姻日以後の住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用（次項及び第3項においてこれらを「対象費用」という。）であって、令和5年4月1日から市長が別に定める日までに支払った額とする。

2 前項の規定にかかわらず、婚姻日の1年前から婚姻日前までの対象費用について、前項に規定する期間に支払ったものは、補助対象経費とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、対象費用（引越費用を除く。）のうち、契約書等の書面の作成をすることなく支払った費用は、補助対象経費としなない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額とし、1の新婚世帯につき60万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、補助対象経費に係る領収書等の必要な書類を添付して、市長が別に定める期間に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同項に規定する期間に1回を限度とする。

（申請の変更及び取下げ）

第7条 前条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は取り下げようとする者（以下「変更等申請者」という。）は、松山市結婚新生活支援事業補助金変更交付（取下げ）

申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。  
ただし、市長が適当と認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を変更等申請者に通知するものとする。

（交付決定等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を松山市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は松山市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を通知したときは、申請者又は変更等申請者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者又は変更等申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

（調査）

第11条 市長は、必要と認めるときは、申請者に書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。この場合において、申請者は、当該提出、報告及び調査に協力しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。